平成２７年（フ）第１５２号
和歌山市土入291番地の66
債務者　武友みふゆ
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７４９号
名古屋市守山区小幡中３丁目20番２－106号守山住宅
債務者　伊佐治たかみ
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６号
和歌山県岩出市中島257番地の４　Ⅲ－203号
債務者　吉田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５２９５号
東京都八王子市石川町2093－３－225
債務者　中目　政美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３１３号
東京都足立区保木間５丁目23－20　東京足立病院
債務者　飯田　文一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３１４号
東京都葛飾区鎌倉２丁目29－10－301
債務者　神　　喜美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３３１号
東京都大田区東糀谷３丁目15－18－301
債務者　藤井紫衣菜
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３３６号
千葉県習志野市東習志野８丁目９－８－203
債務者　佐野　裕正
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３５３号
東京都練馬区上石神井４丁目２－４－201
債務者　井上　正子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３６５号
東京都江戸川区西小岩１丁目19－33－205、住民票上の住所東京都葛飾区青戸５丁目19－７－204
債務者　佐藤　淳史
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３７１号
東京都北区豊島２丁目５－５－101
債務者　田澤　眞一
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３７２号
千葉県市川市南行徳１丁目17－１　第二大幸ビル
債務者　岡部　睦子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３７８号
東京都足立区柳原２丁目40－４－201
債務者　増田　奈々
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３７９号
東京都足立区青井６丁目25－20－102
債務者　関口　達也
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３８０号
東京都板橋区小茂根４丁目24－11－105
債務者　折井　恵美
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３８２号
東京都狛江市和泉本町１丁目36－１－1115
債務者　林崎　直保
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部